

# 京都代官支配の除料について

高橋 伸拓

## 1. はじめに

上皇の領地である仙洞料は、上皇不在時は旧料や除料と称して、京都代官が支配した。除料は中御門上皇以後に設定されたことが指摘されている（奥野 1944）。また、除料は、中御門院旧料と新中和門院旧料があり、除料の年貢は京都代官が管理し、米は売り払われた上で、二条城内に納めて貯め置かれていた。京都所司代がその金銀を管理し、一部を朝廷関係の支出に用いていた（佐藤 2016）。二条城内に蓄えられた除料の物成金は、京都町奉行が御救いとして利用することを京都所司代に提案することもあった（荒木 2017）。こうした除料の設定は幕末まで行われていた（奥田 2018）。

このように、除料は幕府・朝廷の財政上、重要な領地であるが、すでに指摘されている通り、上皇等の旧料がいつから除料に設定されたのか（佐藤 2016）。また、除料の年貢・役負担など支配の実態を検討し、除料の性格を考察する必要がある。そこで、小稿は仙洞料であった摂津国島下郡上野村を事例に、除料の成立・年貢・役負担について検討する。

## 2. 除料の成立

ここでは除料の成立とその背景について考察する。

延享 5 年（1748 年）2 月、除料の摂津国島下郡吹田村・鮎川村・下中条村・上野村が朝鮮人来朝の諸入用について京都代官小堀十左衛門に願書を出した。この願書は、上記の村が朝鮮人来朝の諸入用を割賦された際に、その赦免を人馬割代官の簑笠之介・佐々新十郎に願い出て、両代官がなぜ除料と称しているのかと質問したことへの村の回答が記されている。その内容をみると、「法皇様御料其後 仙洞様御料ニ罷成候所崩御後 中御門院様御旧料と書付差上申候、然ル所六年以前戊十一月小堀十左衛門殿より被 仰渡候ハ 中御門院様と是迄唱候義向後御除料と唱候間、何方様へ差出候書付ニも御除料御預り所と書付差上候様ニ被 仰付、其後御除料と書付仕候」（註 1）と

あり、小堀氏が除料へ呼称を変えることを指示している。具体的には「六年以前戊十一月」とあり、延享 5 年から 6 年前の戊年は、寛保 2 年（1742 年）である。すなわち、除料は寛保 2 年 11 月に成立したのである。

なぜ、寛保 2 年 11 月に除料となったのか。京都代官支配地の幕領・仙洞料の年貢皆済目録は、延享・寛延期（1744—1751 年）に①表題が年貢払目録から年貢皆済目録に変化し、②宛先が代官個人宛てから代官役所宛てに変化しており、当該期に年貢皆済目録が整備されたことが確認できる（高橋 2018）。以上から、寛保・延享・寛延期は、京都代官の支配が整備された時期と考えられるのではないか。

## 3. 除料の年貢—高掛三役の賦課

次に、こうして成立した除料の年貢について検討する。まず、仙洞料の年貢皆済目録について、享保 14 年（1729 年）3 月に上野村庄屋・年寄が京都代官玉虫左兵衛に出した物成勘定目録（年貢皆済目録）を取り上げる（註 2）。京都代官支配地の年貢皆済目録は、村が京都代官役所に出して、手代の裏書・捺印の後、村に返却された（高橋 2018）。本史料は写しのためか、裏書は記されていない。年貢は、米納と代銀納があり、米は御所御蔵に納めている。

続いて、除料の年貢皆済目録について、延享元年（1744 年）7 月に上野村の庄屋・年寄が京都代官の青木次郎九郎・小堀十左衛門に出した物成納払勘定目録（年貢皆済目録）を取り上げる（註 3）。本史料も写しのためか、裏書は記されていない。本史料では、仙洞料の時に無かった、御伝馬宿掛・六尺給掛・御蔵前掛といった高掛三役が賦課されている。年貢米の納入場所は二条御蔵になっている。

以上から、仙洞料と除料の違いは、高掛三役の有無と年貢の納入場所であった。なお、旧料の時点ですでに高掛三役が賦課されていたことは確認でき（註 4）、除料は幕末まで高掛三役を賦課されていた（註 5）。除料は幕領に準じる領地とし

て位置付けられていたといえる。

#### 4. 除料の役負担—朝鮮人来聘国役の変遷

ここでは、仙洞料の時に免除されていた朝鮮人来聘国役が除料になるとどのように扱われたのかを検討する。まず、吹田・鮎川・下中条・上野村の庄屋が人馬割代官の簗笠之介・佐々新十郎役所へ出した願書の写しと、その写しを小堀十左衛門役所へ報告した文書をみってみる（註6）。本史料によると、摂津国島下郡の4か村は、朝鮮人来朝の人馬入用を仰せ付けられたが、以前は法皇料であったため人馬入用が割賦されなかったとする。

朝鮮通信使来聘の人馬役は將軍と主従関係にある大名・旗本の領民に命じられたものであり、それが代金納となった享保度来聘国役は、將軍と主従関係にない禁裏・仙洞・女院・女御・公家・寺社には課されなかった。通信使来聘は、將軍襲職という徳川宗家の慶事に由来するもので、公益性はない。したがって將軍と主従関係にある者の所領にしか役を賦課することができなかったとされている（飯沼 2017）。

宝暦13年（1763年）に上野村他3か村が朝鮮人来朝入用の赦免を願い出た史料によると、延享5年（寛延元年）の時は割賦が済んでいたため、上納を仰せ付けられたとする。その時に以前は入用が免除されていたことを、願い出るように指示されていたため、宝暦13年には赦免を願い出たのである。まず、村は、京都代官役所に願い出て、同役所から大坂町奉行へ願い出るように指示され（註7）、大坂町奉行へ願い出たが（註8）、その結果は不詳である。

#### 5. おわりに

最後に本稿で明らかにした点をまとめておく。

①除料の成立 寛保2年（1742年）11月に、京都代官小堀氏が指示し、上皇の旧料を除料に設定した。

②除料の年貢 除料は、旧料の頃から御伝馬宿掛・六尺給掛・御蔵前掛といった、幕領にかけられる高掛三役が徴収され、年貢米を二条御蔵に納めていた。ここから、幕領に準じる領地として位置付けられていたと指摘できる。

③除料の役負担 仙洞料は朝鮮人来聘国役が免除されていたが、除料になると賦課されていった。

本稿で指摘した点が山城・丹波国の仙洞料にも該当するのかを検討する必要があり、今後の課題である。

註

1) 延享5年「乍恐書付を以御願申上候（朝鮮人来朝人馬御用赦免につき）」（旧上野村文書（以下、〈上〉と略）10-16、茨木市立文化財資料館所蔵、以下同）。

2) 享保14年「享保十三申年御物成御勘定目録（嶋下郡上野村）」（〈上〉274）。

3) 延享元年「寛保三亥年御物成納払御勘定目録（嶋下郡上野村）（写）」（〈上〉118）。

4) 寛保元年「酉年免定（嶋下郡上野村）」（〈上〉271）。

5) 慶応3年「仙洞御所領（除料）寅年年貢皆済目録」（上一乗寺共有文書 S88-12-6、京都市歴史資料館架蔵写真版使用）。

6) 延享5年「乍恐書付を以御願申上候（朝鮮人来朝人馬入用につき）」（〈上〉10-4）。

7) 宝暦13年「乍恐以書付御願奉申上候（朝鮮人来朝入用人馬綱引赦免願につき）」（〈上〉10-8）。

8) 宝暦13年「乍恐以書付御願奉申上候（朝鮮人来朝入用人馬綱引赦免願につき）」（〈上〉10-7）。

参考文献（五十音順）

荒木裕行 2017『近世中後期の藩と幕府』東京大学出版会 pp. 131-164（初出は2013）

飯沼雅行 2017「近世中期の朝鮮人来聘国役—畿内近国を中心に」『交通史研究』91 pp. 1-23

奥野高廣 1944『皇室御経済史の研究 後篇』中央公論社 pp. 532-533

奥田晴樹 2018『明治維新と府県制度の成立』角川文化振興財団 pp. 16-51（初出は2012）

佐藤雄介 2016『近世の朝廷財政と江戸幕府』東京大学出版会 pp. 130-139（初出は2011）

高橋伸拓 2018「京都代官役所の幕領・朝廷領支配—摂津国島下郡を中心に—」『ヒストリア』271 pp. 136-159